

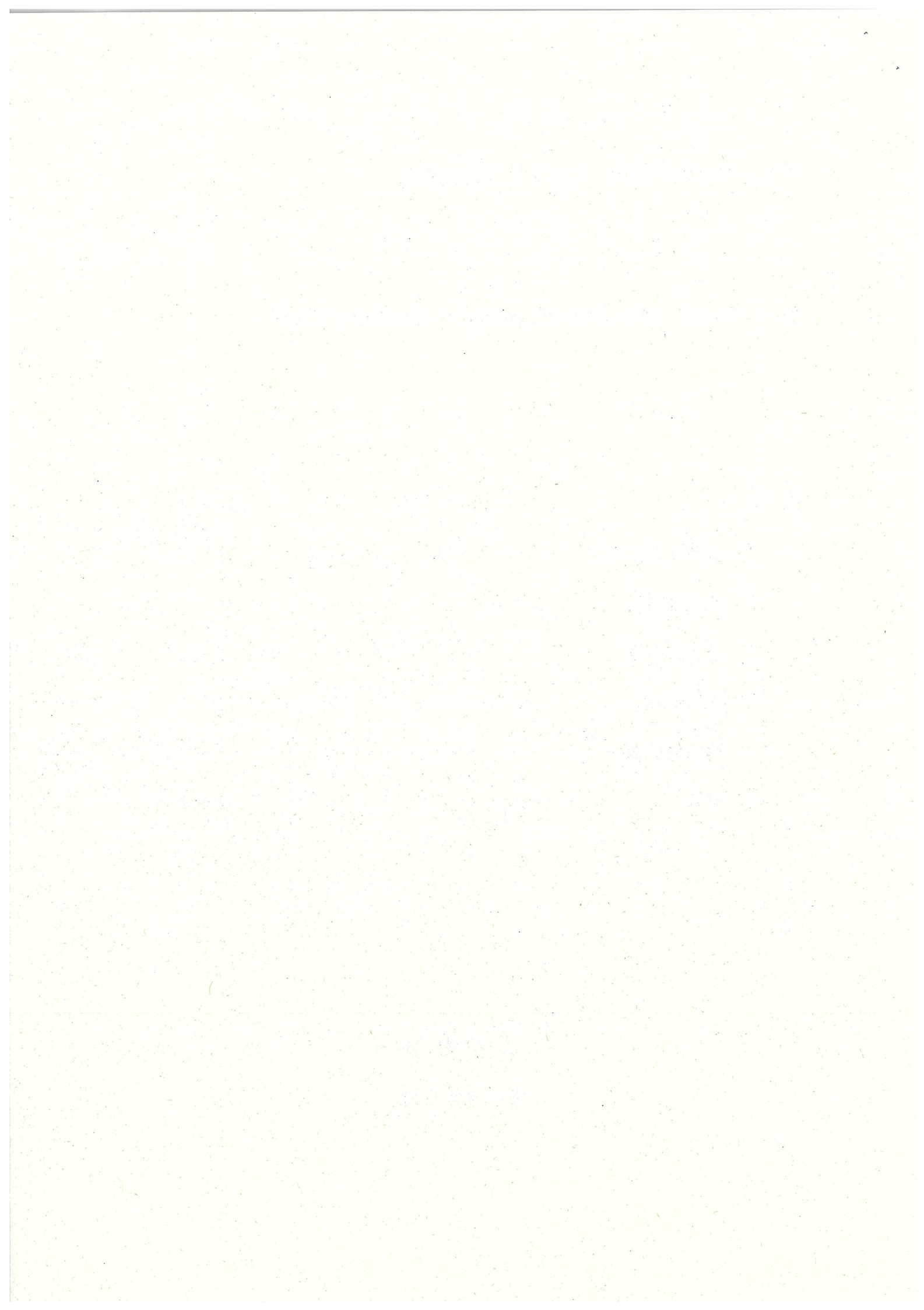
令和4年9月市議会 教育厚生委員会資料

第106号議案 長崎市立保育所条例等の一部を改正する条例

目次	ページ
1 改正する条例名	1
2 改正理由	1
3 改正の内容	1～2
4 施行期日	2
5 新旧対照表	2～7
6 参考	8～9

こども部

令和4年9月



1 改正する条例名

- (1) 長崎市立保育所条例
- (2) 長崎市社会福祉審議会条例
- (3) 長崎市立認定こども園長崎幼稚園条例
- (4) 長崎市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例

2 改正理由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号。）の施行に伴い、関係条文の整理をする必要があるため。

3 改正の内容

令和5年4月1日にこども家庭庁が設置されることに伴い、関係法律の整備が行われ、当該関係法律の規定を引用している本市の条例について、関係条文の整理を行うもの。

(1) 長崎市立保育所条例

改正箇所	改正後	改正前
別表第1 (第4条関係)	第19条第2号	第19条第1項第2号
	第19条第3号	第19条第1項第3号
別表第2 (第5条関係)	第19条第2号	第19条第1項第2号

※子ども・子育て支援法の一部改正によるもの

(2) 長崎市社会福祉審議会条例

改正箇所	改正後	改正前
第2条第2号	第72条第1項各号	第77条第1項各号
第6条第2項	第72条第1項	第77条第1項

※子ども・子育て支援法の一部改正によるもの

(3) 長崎市立認定こども園長崎幼稚園条例

改正箇所	改正後	改正前
別表第1 (第4条関係)	第19条第1号	第19条第1項第1号
	第19条第2号	第19条第1項第2号
	第19条第3号	第19条第1項第3号
別表第2 (第5条関係)	第19条第1号	第19条第1項第1号
	第19条第2号	第19条第1項第2号

※子ども・子育て支援法の一部改正によるもの

(4) 長崎市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例

改正箇所	改正後	改正前
第3条第1号ア	第25条第1項	第25条

※学校教育法の一部改正によるもの

4 施行期日

令和5年4月1日

5 新旧対照表

(1) 長崎市立保育所条例

改正後		改正前	
○長崎市立保育所条例 昭和24年1月18日 条例第5号		○長崎市立保育所条例 昭和24年1月18日 条例第5号	
別表第1（第4条関係）		別表第1（第4条関係）	
種別	金額	種別	金額
法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある教育・保育給付認定子どもを除く。）に係る保育料	0円	法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある教育・保育給付認定子どもを除く。）に係る保育料	0円
法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある教育・保育給付認定子どもに限る。）に係る保育料	月額58,000円を上限として市長が別に定める額	法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある教育・保育給付認定子どもに限る。）に係る保育料	月額58,000円を上限として市長が別に定める額

改正後		改正前	
法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る保育料		法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る保育料	
別表第2（第5条関係）		別表第2（第5条関係）	
種別	区分	金額	
法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども（満3歳に達する日以後の最初の日までの間にある子どもを除く。）に対する食事の提供に要する費用	主食	月額840円	
	副食	月額5,000円（市長が別に定める要件に該当する場合は、0円）	
種別	区分	金額	
法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども（満3歳に達する日以後の最初の日までの間にある子どもを除く。）に対する食事の提供に要する費用	主食	月額840円	
	副食	月額5,000円（市長が別に定める要件に該当する場合は、0円）	
附 則			
この条例は、令和5年4月1日から施行する。			

(2) 長崎市社会福祉審議会条例

改正後	改正前
<p>○長崎市社会福祉審議会条例 平成12年3月24日 条例第2号</p> <p>(調査審議事項等の特例)</p> <p>第2条 審議会に、法第12条第1項の規定に基づき児童福祉に関する事項を調査審議させるほか、第1号に掲げる事項を調査審議させ、及び第2号に掲げる事務を処理させるものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) <u>第72条第1項各号</u>に規定する事務</p> <p>(専門分科会)</p> <p>第6条 審議会に、法第12条第2項の規定により読み替えられた法第11条第1項に規定する民生委員審査専門分科会、身体障害者福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会のほか、法第11条第2項の規定により、高齢者の福祉に関する事項を調査審議するため、高齢者福祉専門分科会を、社会福祉施設の設置に関する事項を調査審議するため、社会福祉施設専門分科会を置く。</p> <p>2 前項の児童福祉専門分科会は、第2条第1号に掲げる事項を調査審議し、及び同条第2号に掲げる事務を処理するものとする。この場合において、同分科会は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条に規定する幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関及び子ども・子育て支援法 <u>第72条第1項</u>に規定する審議会その他の合議制の機関とする。</p> <p>3～8 [略]</p> <p>附 則 <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>○長崎市社会福祉審議会条例 平成12年3月24日 条例第2号</p> <p>(調査審議事項等の特例)</p> <p>第2条 審議会に、法第12条第1項の規定に基づき児童福祉に関する事項を調査審議させるほか、第1号に掲げる事項を調査審議させ、及び第2号に掲げる事務を処理させるものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) <u>第77条第1項各号</u>に規定する事務</p> <p>(専門分科会)</p> <p>第6条 審議会に、法第12条第2項の規定により読み替えられた法第11条第1項に規定する民生委員審査専門分科会、身体障害者福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会のほか、法第11条第2項の規定により、高齢者の福祉に関する事項を調査審議するため、高齢者福祉専門分科会を、社会福祉施設の設置に関する事項を調査審議するため、社会福祉施設専門分科会を置く。</p> <p>2 前項の児童福祉専門分科会は、第2条第1号に掲げる事項を調査審議し、及び同条第2号に掲げる事務を処理するものとする。この場合において、同分科会は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条に規定する幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関及び子ども・子育て支援法 <u>第77条第1項</u>に規定する審議会その他の合議制の機関とする。</p> <p>3～8 [略]</p>

(3) 長崎市立認定こども園長崎幼稚園条例

改正後		改正前	
<p>○長崎市立認定こども園長崎幼稚園条例 平成27年12月28日 条例第54号</p> <p>別表第1（第4条関係）</p>		<p>○長崎市立認定こども園長崎幼稚園条例 平成27年12月28日 条例第54号</p> <p>別表第1（第4条関係）</p>	
種別	金額	種別	金額
法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る保育料	0円	法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る保育料	0円
法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある教育・保育給付認定子どもを除く。）に係る保育料		法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある教育・保育給付認定子どもを除く。）に係る保育料	
法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある教育・保育給付認定子どもに限る。）に係る保育料	月額58,000円を上限として市長が別に定める額	法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある教育・保育給付認定子どもに限る。）に係る保育料	月額58,000円を上限として市長が別に定める額
法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る保育料		法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る保育料	

改正後			改正前		
別表第2（第5条関係）			別表第2（第5条関係）		
種別	区分	金額	種別	区分	金額
法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用	主食	月額740円	法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用	主食	月額740円
	副食	月額2,980円 （市長が別に定める要件に該当する場合は、0円）		副食	月額2,980円 （市長が別に定める要件に該当する場合は、0円）
法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもを除く。）に対する食事の提供に要する費用	主食	月額840円	法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもを除く。）に対する食事の提供に要する費用	主食	月額840円
	副食	月額5,000円 （市長が別に定める要件に該当する場合は、0円）		副食	月額5,000円 （市長が別に定める要件に該当する場合は、0円）
<p align="center"><u>附 則</u></p> <p align="center">この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p>					

(4) 長崎市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例

改正後	改正前
<p>○長崎市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例 平成30年12月26日 条例第50号</p> <p>(認定こども園の類型)</p> <p>第3条 認定こども園は、次の各号に掲げるいずれかの類型に該当し、子育て支援事業のうち、当該認定こども園の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行わなければならない。</p> <p>(1) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。</p> <p>ア 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第25条第1項</u>の規定に基づき幼稚園の教育課程その他の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。以下同じ。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園</p> <p>イ [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>附 則 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p>○長崎市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例 平成30年12月26日 条例第50号</p> <p>(認定こども園の類型)</p> <p>第3条 認定こども園は、次の各号に掲げるいずれかの類型に該当し、子育て支援事業のうち、当該認定こども園の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行わなければならない。</p> <p>(1) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。</p> <p>ア 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第25条</u>の規定に基づき幼稚園の教育課程その他の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。以下同じ。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園</p> <p>イ [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p>

6 参考

(1) 子ども・子育て支援法 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○子ども・子育て支援法 平成二十四年八月二十二日 法律第六十五号</p> <p>(支給要件)</p> <p>第十九条 子どものための教育・保育給付は、次に掲げる小学校就学前子どもの保護者に対し、その小学校就学前子どもの第二十七条第一項に規定する特定教育・保育、第二十八条第一項第二号に規定する特別利用保育、同項第三号に規定する特別利用教育、第二十九条第一項に規定する特定地域型保育又は第三十条第一項第四号に規定する特例保育の利用について行う。</p> <p>一～三 〔略〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>(市町村等における合議制の機関)</p> <p>第七十二条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。</p> <p>一～四 〔略〕</p> <p>2～5 〔略〕</p>	<p>○子ども・子育て支援法 平成二十四年八月二十二日 法律第六十五号</p> <p>(支給要件)</p> <p>第十九条 子どものための教育・保育給付は、次に掲げる小学校就学前子どもの保護者に対し、その小学校就学前子どもの第二十七条第一項に規定する特定教育・保育、第二十八条第一項第二号に規定する特別利用保育、同項第三号に規定する特別利用教育、第二十九条第一項に規定する特定地域型保育又は第三十条第一項第四号に規定する特例保育の利用について行う。</p> <p>一～三 〔略〕</p> <p>2 <u>内閣総理大臣は、前項第二号の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。</u></p> <p>(設置)</p> <p>第七十二条 〔略〕</p> <p>(権限)</p> <p>第七十三条 〔略〕</p> <p>(会議の組織及び運営)</p> <p>第七十四条 〔略〕</p> <p>(資料提出の要求等)</p> <p>第七十五条 〔略〕</p> <p>(政令への委任)</p> <p>第七十六条 〔略〕</p> <p>(市町村等における合議制の機関)</p> <p>第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。</p> <p>一～四 〔略〕</p> <p>2～5 〔略〕</p>

(2) 学校教育法 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○学校教育法 昭和二十二年三月三十一日 法律第二十六号</p> <p>第二十五条 幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第二十二条及び第二十三条の規定に従い、文部科学大臣が定める。</p> <p>2 <u>文部科学大臣は、前項の規定により幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項を定めるに当たっては、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十五条第二項の規定により児童福祉施設に関して内閣府令で定める基準（同項第三号の保育所における保育の内容に係る部分に限る。）並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十条第一項の規定により主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項との整合性の確保に配慮しなければならない。</u></p> <p>3 <u>文部科学大臣は、第一項の幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項を定めるときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。</u></p>	<p>○学校教育法 昭和二十二年三月三十一日 法律第二十六号</p> <p>第二十五条 幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第二十二条及び第二十三条の規定に従い、文部科学大臣が定める。</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>